

報告事項イ

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

令和4年11月16日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

令和4年11月16日
高等学校課

1 概要

高等学校入学者選抜

- 特色入学者選抜検査日 令和5年2月3日(金)
- 特色入学者選抜の合格発表 令和5年2月10日(金)
- 一般入学者選抜検査日 令和5年3月7日(火)～8日(水)
- 一般入学者選抜追検査日 令和5年3月13日(月)
- 一般入学者選抜の合格発表 令和5年3月16日(木)
- 再募集入学者選抜検査日 令和5年3月27日(月)
- 特別措置による検査日 令和5年3月27日(月)
- 再募集入学者選抜の合格発表 令和5年3月28日(火)

2 主な変更点

「令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項における主な変更点について(新旧対照表)」(別添)のとおり

3 主な配付先

県内高等学校、県内中学校、県内特別支援学校、米子工業高等専門学校、市町村(学校組合)教育委員会、県外指定地域教育委員会、県外指定地域中学校、各教育局、都道府県教育委員会、文部科学省、報道機関他、約900部配付(昨年度も約900部配付)

4 その他

(1) 東・中・西部3地区において、説明会を実施

地区	期 日	時 間	会 場
東部	令和4年10月27日(木)	午後 2時30分 ～ 4時15分	鳥取県東部庁舎
中部	令和4年10月28日(金)	午後 2時30分 ～ 4時15分	鳥取県中部総合事務所
西部	令和4年10月24日(月)	午後 2時30分 ～ 4時15分	米子コンベンションセンター BiGSHiP

(2) 本要項は、県教育委員会高等学校課のホームページでも公開

令和5年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項 における主な変更点について（新旧対照表）

高等学校課

1 特色入学者選抜導入に係る変更点（なお、期日については赤字にしていない）

項目	該当ページ	変更内容	
		【令和5年度（変更後）】	【令和4年度（変更前）】
1 実施高等学校の学科（コース）及び募集人員	8	すべての学科又はコースにおいて募集定員の50パーセント以内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。（P. 28～33 参照）（削除）	次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。（P. 28～33 参照） (ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。）募集定員の20パーセント以内 (イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。）募集定員の50パーセント以内 (ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内
2 出願要件	8	出願要件 特色入学者選抜に志願できる者は、特色入学者選抜を実施する高等学校（以下「特色入学者選抜実施校」という。）が定める「目指す教育」及び「求める生徒像」を理解し、「出願要件」を満たす者とする。（P. 34～42 参照）また、合格した場合は、入学する意志が確実である者とする。（削除）	推薦要件 推薦入学者選抜に志願できる者は、次の各項に該当する者で、その出身中学校の校長の推薦を得た者とする。 また、同項を踏まえて、推薦入学者選抜を実施する高等学校（以下「推薦入学者選抜実施校」という。）は、各学科（コース）における推薦要件を別に定めることができる。（P. 34～38 参照） (ア) 目的意識が明確で、当該学校、学科及びコースを志望する動機・理由が明白、適切である者。 (イ) 意志が強固で、当該学校、学科及びコースに対する適性及び興味・関心を有する者。 (ウ) 当該学校、学科及びコースの教育課程に熱心に取り組み、かつ十分な成業が見込める者。
3 推薦に当たって中学校がとるべき措置	8	削除	中学校長は、推薦入学志願者を推薦するに当たっては、推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設けるものとする。
4 出願	8	(ア) 出願方法 b 特色入学志願者は、特色入学志願書（様式第4号）、志望理由書（様式第5号）及び特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校又は県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードする）に（略） (a) 納付書による納付 入学選抜手数料納付済証を特色入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（略） (b) 現金による納付 特色入学志願書に添える。	(ア) 出願方法 b 出身中学校の校長の推薦を得た推薦入学志願者は、推薦入学志願書（様式第4号）に（略） (a) 納付書による納付 入学選抜手数料納付済証を推薦入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。） (b) 現金による納付 推薦入学志願書に添える。

4	出願	8	(ア)出願方法 c 県外志願者については、 県外志願者出願届 (様式第 30 号) 及び その添付書類を 特色 入学志願書ととも に、出身中学校の校長を経由して、志 願先高等学校の校長に提出することと する。	(ア)出願方法 c 県外志願者については、 県外志願者出願届 (様式第 30 号) 及び その添付書類を推薦入学志願書ととも に、出身中学校の校長を経由して、志 願先高等学校の校長に提出することと する。
		8	(ア)出願方法 d 中学校長は、 特色 入学 志願者から 特色 入学志願書、 志望理由 書及び特色入学者選抜実施校が別に定め る出願書類 の提出を受けたときは、こ れに次の書類を添付し、志願先高等学 校の校長に提出しなければならない。 なお、県外指定地域以外の県外中学校 は、志願者数一覧表の提出は必要ない。 (a) 調査書 (様式第 1 号) (b) 志願者数一覧表 (様式第 6 号)	(ア)出願方法 d 中学校長は、推薦入学 志願者から推薦入学志願書の提出を受 けたときは、これに次の書類を添付し、 志願先高等学校の校長に提出しなけれ ばならない。なお、県外指定地域以外 の県外中学校は、志願者数一覧表の提 出は必要ない。 (a) 推薦書 (様式第 5 号) (b) 調査書 (様式第 1 号) (c) 志願者数一覧表 (様式第 6 号)
		9	(エ)出願の受付 a 特色 入学者選抜実施校の校長は、出 願書類を受け付けたときは、所定の添 付書類を確認のうえ受理し、 特色 入学 受検証 (様式第 4 号) を (略) b 特色 入学者選抜実施校の校長は、令 和 5 年 1 月 2 7 日 (金) の午後 1 時ま でに、 特色 入学志願者数等報告書 (様 式第 7 号) を (略)	(エ)出願の受付 a 推薦入学者選抜実施校の校長は、出 願書類を受け付けたときは、所定の添 付書類を確認のうえ受理し、推薦入学 受検証 (様式第 4 号) を (略) b 推薦入学者選抜実施校の校長は、令 和 4 年 2 月 2 日 (水) の午後 1 時まで に、推薦入学志願者数等報告書 (様式 第 7 号) を (略)
5	検査内容	9	エ 面接及び口頭試問 面接又は口頭試問は、 特色 入学志願者 全員に対して行う。 (略) (イ) 実施場所 特色 入学者選抜実施校 (略)	オ 面接及び口頭試問 面接又は口頭試問は、推薦入学志願者 全員に対して行う。 (略) (イ) 実施場所 推薦入学者選抜実施校 (略)
		9	オ 学力検査、作文及び小論文、 プレゼン テーション並びに実技検査 学力検査 、作文又は小論文、 プレゼン テーション 及び実技検査は、 特色 入学 者選抜実施校が 、学校、学科又はコー スの特性により、 いずれか一つ以上を 選択して 、実施する。 (略) (イ) 実施場所 特色 入学者選抜実施校 (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及 び小論文実施要領 (P. 44)、 プレゼン テーション実施要領 (P. 45) 及び実技 検査実施要領 (P. 46) により実施する。	カ 作文及び小論文並びに実技検査 作文又は小論文及び実技検査は、学校、 学科又はコースの特性により、必要に 応じて実施することができる。 (略) (イ) 実施場所 推薦入学者選抜実施校 (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及 び小論文実施要領 (P. 40) 及び実技検 査実施要領 (P. 41) により実施する。

6	入学者の選抜	9	<p>カ 入学者の選抜</p> <p>(ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、校長を委員長とする特色入学者選抜委員会を設置して選抜を行うものとする。</p> <p>(イ) 特色入学者選抜実施校の校長は、志望理由書、特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果等を資料とし、（略）</p> <p>(ウ) 特色入学者選抜実施校の校長は、教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、特色募集人員を超えて合格者を決定することができる。</p> <p>(エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和5年2月3日（金）正午までに、特色入学志願者数等報告書（様式第7号）を（略）</p>	<p>キ 入学者の選抜</p> <p>(ア) 推薦入学者選抜実施校の校長は、校長を委員長とする推薦入学者選抜委員会を設置して選抜を行うものとする。</p> <p>(イ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、（略）</p> <p>(ウ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、推薦募集人員を超えて合格者を決定することができる。</p> <p>(エ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、令和4年2月8日（火）正午までに、推薦入学志願者数等報告書（様式第7号）を（略）</p>
7	合格発表	10	<p>キ 合格発表</p> <p>(ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和5年2月10日（金）正午までに中学校宛の特色入学者選抜結果通知書（様式第8号）及び志願者宛の特色入学者選抜結果通知書（任意様式）により、選抜の結果を中学校長に持参又は郵送（親展）で通知する。</p> <p>(イ) 中学校長は、特色入学者選抜の合格通知を受けた志願者に対し入学の意志を確認し、入学の意志のある者の人数を入学確約者として把握するものとする。（略）入学辞退書（様式第9号）を（略）</p> <p>(ウ) 中学校長は、（略）入学辞退書を（略）なお、入学確約者数・入学辞退者数報告書及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、改めて持参又は郵送で提出する必要はない。また、入学確約書は、令和5年2月16日（木）までに合格先高等学校の校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。</p> <p>(エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、（略）特色入学志願者数等報告書（様式第7号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。</p> <p>(オ) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。 （削除）</p>	<p>ク 選抜結果の通知等</p> <p>(ア) 推薦入学者選抜実施校の校長は、令和4年2月14日（月）午後1時までに推薦入学者選抜結果通知書（様式第8号）により、選抜の結果を中学校長に持参又は郵送（親展）で通知する。</p> <p>(イ) 中学校長は、推薦入学者選抜の合格内定通知を受けた志願者に対し入学の意志を確認し、入学の意志のある者の人数を入学確約者として把握するものとする。（略）合格内定辞退書（様式第9号）を（略）</p> <p>(ウ) 中学校長は、（略）合格内定辞退書を（略）なお、入学確約者数・合格内定辞退者数報告書及び合格内定辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は令和4年2月17日（木）までに合格内定先高等学校の校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。また、入学確約書は、令和4年2月17日（木）までに合格内定先高等学校の校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。</p> <p>(エ) 推薦入学者選抜実施校の校長は、（略）推薦入学志願者数等報告書（様式第7号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。</p> <p>(オ) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。</p> <p>(カ) 推薦入学者選抜の合格者の発表は、令和4年3月17日（木）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて行う。</p>

8	不合格者等の一般入学者選抜の再受検	10	ク 不合格者等の一般入学者選抜の再受検 特色入学者選抜に合格しなかった者及び合格したが入学辞退書を提出した者は、当該高等学校の学科・コース又は他の高等学校の学科・コースの一般入学者選抜を受検することができる。 (略)	ケ 不合格者等の一般入学者選抜の再受検 推薦入学者選抜に合格内定しなかった者及び合格内定を受けたが合格内定辞退書を提出した者は、当該高等学校の学科・コース又は他の高等学校の学科・コースの一般入学者選抜を受検することができる。 (略)
9	その他	10	ケ その他 (ア)特色入学者選抜実施校の校長は、令和4年11月15日(火)までに、特色入学者選抜の実施に関する必要事項を、各中学校に通知(任意様式)するとともに、県教育委員会(高等学校課)にも提出するものとする。 (イ)特色入学者選抜実施校の校長は、関係中学校に対し、特色入学者選抜実施計画について説明を行うものとする。	コ その他 (ア)推薦入学者選抜実施校の校長は、令和3年12月1日(水)までに、推薦入学者選抜の実施に関する必要事項を、各中学校に通知(任意様式)するとともに、県教育委員会(高等学校課)にも提出するものとする。 (イ)推薦入学者選抜実施校の校長は、関係中学校に対し、推薦入学者選抜実施計画について説明を行うものとする。
10	一般入学者選抜の出願	11	ア 出願(ア)出願方法 a (略)また、特色入学者選抜における入学確約者は、一般入学者選抜に出願することができない。 f 中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (特色入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)なお、郵送の場合は、書留によることとする。	ア 出願(ア)出願方法 a (略)また、推薦入学者選抜における入学確約者は、一般入学者選抜に出願することができない。 f 中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (推薦入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)なお、郵送の場合は、書留によることとする。
11	再募集入学者選抜の出願	17	イ 出願(ア) 出願方法 e 中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (特色入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)(略)	イ 出願(ア) 出願方法 e 中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)(略)
12	通信制課程における入学者選抜の出願	20	ア 出願手続 (イ)中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (特色入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)(略)	ア 出願手続 (イ)中学校長は、(略)学習成績分布表(様式第3号)を県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。 (推薦入学者選抜または一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。)(略)
13	個人情報の開示	25	(1)開示請求書による開示請求 ア 開示請求(ア)開示請求ができる日時 a 特色及び一般入学者選抜受検者は令和5年3月16日(木)正午から イ 開示(ア)開示する個人情報の内容 c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果	(1)開示請求書による開示請求 ア 開示請求(ア)開示請求ができる日時 a 推薦及び一般入学者選抜受検者は令和4年3月17日(木)正午から イ 開示(ア)開示する個人情報の内容 c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果

13	個人情報の開示	25 26	(2) 口頭による開示請求 ア 開示請求(ア)開示請求ができる期間 a 特色及び一般入学者選抜受検者は (略) イ 開示(ア)開示する個人情報の内容 b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、 プレゼンテーション、実技検査の結果	(2) 口頭による開示請求 ア 開示請求(ア)開示請求ができる期間 a 推薦及び一般入学者選抜受検者は (略) イ 開示(ア)開示する個人情報の内容 b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、 実技検査の結果
14	令和5年度鳥取県立高等学校募集生徒数及び入学者選抜検査内容等一覧表	28 29 30 31	項目を「推薦入学者選抜」から「特色入学者選抜」に変更した。	—
15	令和5年度鳥取県立高等学校特色入学者選抜実施校の目指す教育、求める生徒像及び出願要件一覧表	34 35 36 37 38 39 40 41 42	表題を「令和4年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜実施校の学科等の特色及び推薦要件一覧表」から「令和5年度鳥取県立高等学校特色入学者選抜実施校の目指す教育、求める生徒像及び出願要件一覧表」に変更するとともに、項目を「学科(コース)の特色」「推薦要件」から「目指す教育」「求める生徒像」「出願要件」に変更した。	—
16	入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領	43	2 実施方法等 (略) なお、口頭試問は、特色入学者選抜においてのみ実施 (略) 3 留意事項(2) 検査員の数は、一検査場につき複数置くこととする。 (3) 質問事項は(略) 吃音、難聴等により (略)	2 実施方法等 (略) なお、口頭試問は、推薦入学者選抜においてのみ実施 (略) 3 留意事項(2) 検査員の数は、一検査場につき3名以上を原則とする。 (3) 質問事項は(略) 吃音等により (略)
17	入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領	44	2 実施方法等 (略) なお、小論文は、特色入学者選抜においてのみ実施 (略)	2 実施方法等 (略) なお、小論文は、推薦入学者選抜においてのみ実施 (略)
18	入学志願者の選抜のためのプレゼンテーション実施要領	45	1 趣旨 入学志願者に対して、プレゼンテーションによる検査を実施することで、学校、学科又はコースに対する関心、目的意識、学習意欲、適性等を把握する。 2 実施方法等 各高等学校長は、校長を委員長としたプレゼンテーション実施委員会を設置し、その意見を聞いた上でプレゼンテーションのテーマ、方式、時間、評価基準等の実施方法を定める。なお、プレゼンテーションは、特色入学者選抜においてのみ実施することができることとする。また、そのプレゼンテーションにおいては、志願者に対して事前にテーマを与えることとし、与えられたテーマに対して、自分が取り組んできたことや自分の考えをまとめ、筋道を立てて表現する力をみることができるとする。 3 留意事項 (1) 志願者に対して、事前にプレゼンテーションのテーマ、方式、時間等を	—

18	入学志願者の選抜のためのプレゼンテーション実施要領	45	<p>示すこととする。</p> <p>(2) 志願者が落ち着いて発表することができるように、和やかな雰囲気の中でプレゼンテーションができるよう配慮する。</p> <p>(3) 検査員の数は、一検査場につき複数置くこととする。なお、検査員は十分な意思統一を図り、プレゼンテーションが公平に行われるよう配慮する。</p> <p>(4) プレゼンテーションの内容についての質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、検査に当たっての配慮の対象でなくとも、吃音、難聴等により話したり聞いたりするのに配慮を要する志願者にも、適切な対応をとる。なお、次のようなテーマ及び質問とならないよう留意する。</p> <p>ア 志願者の思想、信条に関すること。</p> <p>イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関すること。</p> <p>ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。ただし、ウについて、原則として中学校学習指導要領に示された範囲内で、発展的・応用的な内容のテーマ、質問等は可能とする。</p> <p>(5) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。</p> <p>(6) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかつた志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。</p>	
19	令和5年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領	47	<p>出願書類</p> <p>ア 志願者が準備する書類</p> <p>a 入学志願書(様式第4号又は様式第12号)</p> <p>b 志望理由書(様式第5号)(特色入学者選抜のみ)</p> <p>c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類(提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校又は県教育委員会(高等学校課)のホームページからダウンロードする)</p> <p>d 県外志願者出願届(様式第30号)</p> <p>e 当該指定地域に居住していることを証明する志願者の住民票抄本</p> <p>イ 中学校長が準備する書類</p>	<p>出願書類</p> <p>ア 志願者が準備する書類</p> <p>a 入学志願書(様式第4号又は様式第12号)</p> <p>b 県外志願者出願届(様式第30号)</p> <p>c 当該指定地域に居住していることを証明する志願者の住民票抄本</p> <p>イ 中学校が準備する書類</p> <p>a 調査書(様式第1号)</p> <p>b 志願者数一覧表(様式第6号)</p> <p>c 推薦書(様式第5号)(推薦入学者選抜のみ)</p> <p>(略)</p>

			a 調査書（様式第1号） b 志願者数一覧表（様式第6号）	
19	令和5年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領	48	出願書類 ア 志願者が準備する書類 a 入学志願書（様式第4号又は様式第12号） b 志望理由書（様式第5号）（特色入学者選抜のみ） c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校又は県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードする） d 県外志願者出願届（様式第30号） e (2)の表の右欄に掲げる書類 イ 中学校が準備する書類 a 調査書（様式第1号） (略)	出願書類 ア 志願者が準備する書類 a 入学志願書（様式第4号又は様式第12号） b 県外志願者出願届（様式第30号） c (2)の表の右欄に掲げる書類 イ 中学校が準備する書類 a 調査書（様式第1号） b 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ） (略)
		49	出願書類 ア 志願者が準備する書類 a 入学志願書（様式第4号又は様式第12号） b 志望理由書（様式第5号）（特色入学者選抜のみ） c 特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校又は県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードする） d 県外志願者出願届（様式第30号） e (2)の表の右欄に掲げる書類 イ 中学校が準備する書類 a 調査書（様式第1号） (略)	出願書類 ア 志願者が準備する書類 a 入学志願書（様式第4号又は様式第12号） b 県外志願者出願届（様式第30号） イ 中学校が準備する書類 a 調査書（様式第1号） b 推薦書（様式第5号）（推薦入学者選抜のみ） (略)
20	調査書作成上の注意事項	54	12 調査書の記載内容は、特色入学者選抜、(略)同一のものとする。ただし、特色入学者選抜又は(略)	12 調査書の記載内容は、推薦入学者選抜、(略)同一のものとする。ただし、推薦入学者選抜又は(略)
21	学習成績分布表（注）	57	4 各中学校長は、(略)特色入学者選抜に出願する場合は、(略)	4 各中学校長は、(略)推薦入学者選抜に出願する場合は、(略)
22	特色入学志願書（様式第4号表面）	58	○特色入学志願書 ○特色入学者選抜により(略)出願します。 ○特色入学受検証 ○上記の者は、令和5年度鳥取県立特色入学者選抜(略)	○推薦入学志願書 ○推薦入学者選抜により(略)出願します。 ○推薦入学受検証 ○上記の者は、令和4年度鳥取県立推薦入学者選抜(略)
23	記載上の注意事項（様式第4号裏面）	59	7 出身中学校欄には、中学校名及び卒業（卒業見込）年月日を記入し、卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。 8 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。	7 現住所欄には、郵便番号及び現住所を記入する。現住所は、県内志願者は郡市名から、県外志願者は都道府県名から記入すること。 8 出身中学校欄には、中学校名及び卒業（卒業見込）年月日を記入し、卒業・卒業見込のどちらかを○でかこむこと。

24	実施期日等（様式第4号裏面）	59	2 実施場所 各 特色 入学者選抜実施校 3 実施方法等詳細については、各 特色 入学者選抜実施校において（略）	2 実施場所 各推薦入学者選抜実施校 3 実施方法等詳細については、各推薦入学者選抜実施校において（略）
25	志望理由書（様式第5号）	60	「 推薦書 」（様式第5号）を「 志望理由書 」（様式第5号）に変更した。	—
26	志願者数一覧表	61	（注）一般入試の場合は、志願者数の欄には、 特色 入試における入学確約者を人数に加えないこと。	（注）一般入試の場合は、志願者数の欄には、推薦入試における入学確約者を人数に加えないこと。
27	特色入学志願者数等報告書（様式第7号）	62	特色 入学志願者数等報告書 特色 募集人員（A） 合格者数 （注）2「（B）－（A）」欄は、「 特色 募集人員」欄と（略）	推薦入学志願者数等報告書 推薦募集人員（A） 合格内定者数 （注）2「（B）－（A）」欄は、「推薦募集人員」欄と（略）
28	特色入学者選抜結果通知書（様式第8号）	63	特色 入学者選抜結果通知書 貴校 の志願者について、（略） （注）1 選抜結果欄には「 合格 」「 不合格 」の（略）	推薦入学者選抜結果通知書 貴校から推薦いただきました志願者について、（略） （注）1 選抜結果欄には「 合格内定 」「 不合格 」の（略）
29	入学辞退書（様式第9号）（特色入学者選抜用）	64	入学 辞退書 このたび、（略） 特色 入学者選抜において、（略）に 合格 しましたが、下記理由により 入学 を辞退します。 （注）1（略）なお、提出はFAX又は電子メール可とする。（ 削除 ）	合格内定辞退書 このたび、（略）推薦入学者選抜において、（略）に 合格 が内定しましたが、下記理由により合格を辞退します。 （注）1（略）なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を令和4年2月17日（木）までに親展で提出すること。（郵送可）
30	入学確約書（様式第10号）	65	このたび、（略） 特色 入学者選抜において、（略）に 合格 しました。	このたび、（略）推薦入学者選抜において、（略）に 合格 が内定しました。
31	入学確約者数・入学辞退者数報告書（様式第11号）	66	入学確約者数・ 入学 辞退者数報告書 合格者数 入学 辞退者数 （注）1（略）なお、提出はFAX又は電子メール可とする。（ 削除 ）	入学確約者数・合格内定辞退者数報告書 合格内定者数 合格内定辞退者数 （注）1（略）なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を令和4年2月17日（木）までに親展で提出すること。（郵送可）

2 その他（なお、期日については赤字にしていない）

項 目	変更理由	該当ページ	変 更 内 容		
			【令和5年度（変更後）】	【令和4年度（変更前）】	
1	原本提出不要	押印不要の実態に合わせるため。	16	<p>サ 入学の辞退 （イ）また、入学辞退者名簿及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。 （削除）</p> <p>※関連する様式は、入学辞退書（一般入学者選抜用）（様式第19号）、入学辞退名簿（様式第20号）、受検欠席届（様式第31号）。また、特色入学者選抜は、対照表P3（7合格発表）とP8（29 入学辞退書（特色入学者選抜用）（様式第9号）、31 入学確約者数・入学辞退者数報告書（様式第11号））のとおり。</p>	<p>サ 入学の辞退 （イ）また、入学辞退者名簿及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は（略）合格先の高等学校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。</p>